

政 策 会 議 発 議 書

平成30年5月21日

発議者 福祉部長

件 名	所沢市老人デイサービスセンター条例の一部改正（案）について		
要 旨	<p>亀鶴園老人デイサービスセンターは平成5年7月に市内3箇所目のデイサービスとして設立されました。しかし、現在市内のデイサービスは101ヶ所開設されており、稼働率の低下から亀鶴園デイサービスセンターの廃止に伴う所沢市老人デイサービスセンター条例の一部改正の検討を行っています。</p> <p>所沢市老人デイサービスセンター条例の一部改正について市民等からのご意見を聴取することを目的として、下記のとおりパブリックコメント手続を実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意見の募集期間 平成30年年6月19日（火）から7月2日（月）まで 2. 意見を提出できる方 市内に在住・在勤・在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・団体等、その他の利害関係者 3. 所沢市老人デイサービスセンター条例の一部改正について（案）の公表方法は市ホームページに掲載するほか、市庁舎1階高齢者支援課、介護保険課、市政情報センター、各まちづくりセンターで閲覧・配布 4. 意見の提出方法 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請 		
所 管 名	福祉部 高齢者支援課	電話番号	04-2998-9120
公表区分	<p>※所管で記入してください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公表 ・ 一部非公表 [] <input type="checkbox"/> 非 公 表</p>		

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 発議書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。